

工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について

(最終改正：令和7年7月4日)

「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について（以下「事務手続内規」という。）」第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定める。

記

1 対象工事等

(1) 工事の請負の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が400万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

(2) 工事に係る委託業務の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が200万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等(以下「委託業務」という。)の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

2 低入札価格調査制度

(1) 工事の低入札価格調査の基準

工事の請負の契約に係る事務手続内規第3の1の(1)に定める基準は、次のアからエまでに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事に係る委託業務の低入札価格調査の基準

ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続内規第3の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ア)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。

(ア) 設計（土木）にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(イ) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(ウ) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(エ) 設計（建築）にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(オ) 道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般

管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

イ アにより算出した額が、事務手続内規第3の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、アにかかわらず、次の(ア)から(エ)までに定める額とする。

(ア) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(イ) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(ウ) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(エ) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(3) 調査基準価格の設定

支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により算出した低入札価格調査の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとする。

(4) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、別記第1号様式による当該調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(5) 入札の執行

入札の執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(6) 調査の実施

ア 支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について調査する場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(ア) 当該工事又は委託業務を行うに当たって当該入札者が予定している労務者又は技術者、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項

(イ) (ア)の適否

(ウ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務者又は技術者、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(エ) 当該入札者の経営状態

(オ) その他必要な事項

イ 支出負担行為担当者は、調査の結果に基づく契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行うものとする。

(7) 調査後の措置

ア 支出負担行為担当者は、調査の結果、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「最低価格の入札者」という。）の入札価

格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該最低価格の入札者を落札者として決定するものとする。

イ 支出負担行為担当者は、調査の結果、最低価格の入札者(調査基準価格に満たない価格で入札を行った他の者を含む。以下同じ。)の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。

ウ 支出負担行為担当者は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第2号様式により落札結果を通知するものとする。

3 最低制限価格制度

(1) 工事の最低制限価格の設定の基準

工事の請負の契約に係る事務手続内規第4の1の(1)に定める基準は、次のアからエまでに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準

ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続内規第4の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(イ)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする)。

(イ) 設計(土木)にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(ロ) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(ハ) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(ニ) 設計(建築)にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(ホ) 道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

イ アにより算出した額が、事務手続内規第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、アにかかわらず、次の(イ)から(エ)までに定める額とする。

(イ) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- (イ) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (ウ) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- (エ) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(3) 最低制限価格の設定

ア 支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により最低制限価格を設定するものとする。

イ 支出負担行為担当者は、特に(1)又は(2)の基準によりがたいと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に管理者の承認を求めるものとする。

(4) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(5) 落札者の決定

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

4 その他

支出負担行為担当者は、調査基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。